



令和2年度 鎌ヶ谷市議会定例会 12月会議報告

市内施設に新たに入所する65歳以上の高齢者などの 希望者対象にPCR検査費用を助成

12月会議では、議案11件、発議案1件、諮問1件を審議し、全て可決されました。
条例改正及び補正予算に計上された主な事業は下記のとおりです。

○65歳以上の高齢者で市内施設に 入所するもの等にPCR検査費用を 助成

重症化しやすい高齢者を感染から守り、介護現場を守るため、市内在住の65歳以上の高齢者の内、市内の介護施設等に入所する方や施設でのショートステイを利用する方、施設に入居中の方等の内、PCR検査の実施を希望する方が対象となります。

○議員、特別職、職員の 期末手当引き下げ

公務員の期末・勤勉手当が民間賞与を上回っている状況から人事院勧告等を勘案し、市職員の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げます。また、このことを勘案し、市長などの特別職、市議会議員の期末手当も同様に引き下げます。

新型コロナウイルスワクチン 接種対策室設置

現在、新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、臨床試験での確認が進められている段階で、接種開始の時期は決まっていますが、ワクチンの有効性や安全性の審査がなされ、供給の準備ができたときに、新型コロナウイルス感染症のワクチンをできるだけ早期に、安心して皆様に接種していただけるよう、12月14日付で市の組織に「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を設置しました。

○災害時の備え

発災時に人工呼吸器等の電気を必要とする避難者も想定されていることから、災害時の指定避難所となっている「社会福祉センター」に非常用発電機を設置します。

○学習環境の整備

- 鎌ヶ谷小学校の体育館改修工事
(外壁塗材に含まれているアスベスト除去含む)
- パソコンの画面やデジタル教科書を移す大型提示装置を市内小中学校すべての教室と特別教室に設置
- デジタル教科書、非接触型体温計、マスク等購入

○急速充電設備の全出力の上限拡大

電気自動車の需要拡大や走行距離の延伸のため、電気自動車等を充電するための急速充電設備について全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大するため、鎌ヶ谷市火災予防条例の一部改正を行います。

ひとり親世帯臨時特別給付金事業 (国事業)

国は、ひとり親世帯への影響が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、令和2年12月11日に予備費の閣議決定を行い、ひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給をすることとしました。

- 対象者：当初実施した「ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）」の支給対象者
- 支給額：1世帯5万円で監護等児童が2人以上いる場合は児童1人につき3万円加算
- 支給日：12月25日に再支給予定

一般質問を行いました

— 旧第二学校給食センター及び旧トレーニングセンター跡地の利活用について —

質問 旧第二学校給食センター及び旧トレーニングセンター跡地の活用については、懸案となっていた跡地周辺の浸水被害の軽減を図るため、まずは支障となる建物の撤去を行い、排水施設整備を優先するべきと考え議会でも市の見解を伺ってきたが、排水整備も完了し、改めて企業誘致の種地など民間活用を図っていくこととする計画で、現在、跡地の利活用に取り組まれているが、平成27年4月に策定した最終報告で、企業誘致の種地とした方向性と排水施設整備に至る検討経過について伺います。

回答 平成26年5月に跡地の有効活用検討会議を庁内に設置し、全庁的に跡地の利活用について検討を重ね、公共施設の整備に関しては行政境という地理的な条件、主要県道沿いにあることから児童の安全性の確保、費用対効果、住宅地への配慮などの課題があり、公共施設としての整備は困難との結論に至りました。その上で、当該地は用途が準工業地域で、比較的建物などへの制限は受けにくいことや、県道沿いという立地状況から企業誘致の種地など民間活用を図ることといたしました。また、跡地に隣接する新山地区では台風等の大雨時における浸水被害が問題となっており、平成27年4月に策定した検討会議の最終報告書では、跡地活用の方向性のほかに当該敷地内の排水施設整備についても検討することとして、平成30年6月に排水整備工事に支障のある給食センターやトレーニングセンターの建物を市が解体し、平成30年度から令和元年度にかけて東道野辺5丁目地区地域排水整備工事を行いました。

質問 この排水整備工事によって、跡地周辺の浸水被害は解消されたとのことですが、跡地周辺整備に伴う状況の変化と当初の活用方針の決定から時間が経過したことなどから、令和元年度の議会報告では、跡地有効活用検討会議において再検討がなされ、改めて企業誘致の種地など民間活用を図っていくこととする計画の報告がありました。その募集概要を伺います。

回答 令和元年6月に策定した跡地の活用方針で、企業誘致の種地など民間活用を図っていくこととし、事業者については、民間事業者の柔軟な発想及び豊富な経験を活かすべく、公募型のプロポーザル方式により選定することにしました。また、周辺地域への配慮なども提案項目に入れて、市有財産が地域の活性化に資するよう有効活用を図ることとし、募集を開始しました。跡地の概要は、面積は、3,001.01㎡、用途は、準工業地域、売却の最低予定価格は、2億2,988万円です。

質問 募集にあたって2者からの申し込みはあったものの、2次審査の前に辞退の申し出がありプロポーザルは中止となってしまいました。辞退の理由についてお聞かせください。

回答 2者ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が落ち込み事業の拡大を見合わせたこと及び先行き不透明なことから進出を断念したとのことでした。

質問 現在、再募集を行っていますが、今後、行われるプロポーザル方式の2次審査の概要について伺います。

回答 まず、一次審査を通過した者に対し二次審査の受付を開始し、令和3年1月29日までに企画提案書を提出していただきます。その企画提案書を基に2月中旬に2次審査を実施する予定です。二次審査では、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、価格の提示をしていただく他、事業の目的や内容、地域との協調や周辺環境への配慮などについて説明をしていただくこととしており、プロポーザルによる審査の最終結果は3月中旬に決定する予定です。

要望 この場所は、準工業地域であり、色々な業種が参入できる土地であります。しかしながら、東側には住宅地が近接しており、お住まいの方々も非常に関心を寄せております。是非、今後、先ほどの答弁でもありましたが、地域との協調や、周辺環境の配慮を重点項目とするとありましたように、今後行われる申込者からのプレゼンテーションやヒアリングを吟味し、より良い企業を誘致できるよう要望します。



勝又まさる — プロフィール —

議会所属委員会

●教育福祉常任委員会 委員

●議会運営委員会 委員

●四市複合事務組合議会議員 監査